

平成 30 年 9 月 6 日

長岡交通圏準特定地域協議会長

第 3 回長岡交通圏準特定地域協議会の開催について

標記について、下記のとおり第 3 回長岡交通圏準特定地域協議会を開催しますので、長岡交通圏準特定地域協議会設置要綱（以下「設置要綱」と言います。）第 5 条第 1 1 項の規定（会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の 4 5 日前までにその旨を公表するものとする。）に基づき開催案内を公表します。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は設置要綱第 4 条第 3 項及び 4 項（注参照）に基づき、平成 3 0 年 1 0 月 1 4 日(日)までに事務局あて別紙加入申込書にてお申し出ください。

記

1. 日 時 平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日（火） 1 3 時 3 0 分 ～
2. 会 場 ハイブ長岡 2 階 交流サロン
〒940-2108 新潟県長岡市千秋 3 丁目 315-11 TEL.0258-27-8812
3. 議 題
(1) 長岡交通圏準特定地域計画（案）の策定について
(2) その他

【お問い合わせ先】

長岡交通圏準特定地域協議会 事務局
（一社）新潟県ハイヤー・タクシー協会
TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655
担当 鈴木、茂野

(注)設置要項第 4 条第 3 項及び 4 項

3 協議会は、別表 1 の（1）～（4）（関係地方公共団体の長、タクシー事業者等、労働組合等、地域住民等）に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表 1 の（5）（関係行政機関等）に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。

ただし、第 5 条第 1 1 項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の 3 0 日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

FAX 送信票

長岡交通圏準特定地域協議会構成員 加入申込書

【送信先】 **FAX 025-247-0655**

長岡交通圏準特定地域協議会 事務局

(一社) 新潟県ハイヤー・タクシー協会

長岡交通圏準特定地域協議会に構成員として加入し参画しようとする方は、
平成30年10月14日(日)までに FAX 又は郵送(消印有効)にてお申し出ください。
い。

- 長岡交通圏準特定地域協議会へ構成員として加入を申し出ます。
- 11/13 開催の長岡交通圏準特定地域協議会への構成員として出席の有無。

(出席します。 出席しません。)

※該当するにしてください。

○申出者氏名等

機関・団体名等

住 所

氏 名

連 絡 先

○記入者氏名等

所属・職名

氏 名

連 絡 先